

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年3月4日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500808号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500251号

第1 結論

請求者のA社における平成16年12月8日の標準賞与額を21万5,000円に、平成18年12月11日の標準賞与額を24万5,000円に、平成19年12月19日の標準賞与額を12万5,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月8日、平成18年12月11日及び平成19年12月19日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月8日、平成18年12月11日及び平成19年12月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月8日
② 平成18年12月11日
③ 平成19年12月19日

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。請求期間①及び③については、所有する給与明細書により、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認でき、請求期間②については、給与明細書は所有していないが、賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたと思う。調査の上、請求期間①、②及び③について、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、事業主から提出された給与明細書により、請求者は、当該期間に21万5,000円の賞与を支給され、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を上回る額を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれ

ぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準賞与額については、前述の給与明細書により確認できる賞与額から、21万5,000円とすることが必要である。

一方、請求期間②及び③について、事業主から提出された給与明細書により、請求者は、請求期間②は24万5,000円、請求期間③は12万5,000円の賞与を支給され、各賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の請求期間②に係る標準賞与額を24万5,000円、請求期間③に係る標準賞与額を12万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、これらの請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの賞与支払届の提出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500632号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500107号

第1 結論

昭和44年*月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年*月から昭和52年3月まで

私の国民年金の加入手続については、時期は不明だが母が行い、請求期間の国民年金保険料については、最初の頃は母が納付組合の集金人を通じて納付し、途中からは自分で、実家が経営していたお店に集金に来ていたA銀行の方を通じて納付していたが、請求期間の保険料が未納となっている。

国民年金保険料の納付について確認できる資料はないが、3か月に一度定期的に納めていたことは確かなので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続については請求者の母が行い、請求期間の国民年金保険料については、最初の頃は請求者の母が納付組合の集金人を通じて納付し、途中からは請求者が、実家が経営していたお店に集金に来ていたA銀行の方を通じて納付していたと主張している。

しかしながら、請求者の母は既に亡くなっているため証言が得られず、国民年金の加入手続及び当初の国民年金保険料の納付について、請求者は直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、A銀行は、請求期間当時の保険料納付に関する取引記録等は残っていない旨回答している上、請求者は納付金額等の具体的な記憶が明確でないことから、納付状況は不明である。

さらに、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和52年5月頃に払い出されたと推認され、当該払出時点において20歳到達時に遡って国民年金の被保険者資格を取得しており、当該払出時点では、請求期間のうち、昭和44年*月から昭和50年3月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することはできず、請求期間のうち、昭和50年4月から昭和52年3月までの期間は過年度納付することが可能であるが、請求者は、請求期間の保険料は3か月に一度定期的に納付し、過年度納付したことはな

いと陳述しており、当該期間の保険料が過年度納付された事情はうかがえない。

加えて、社会保険オンラインシステムによる氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500811号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500106号

第1 結論

昭和55年8月から昭和58年6月までの請求期間及び昭和59年4月から平成4年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和55年8月から昭和58年6月まで
② 昭和59年4月から平成4年10月まで

私が昭和55年8月まで勤めていた会社を退職後、私の母が社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続を行った。請求期間①及び②の国民年金保険料については、社会保険事務所等から自宅へ保険料納付の催促の電話があったことから、私が母に生活費と共に保険料を渡し、母が納付してくれていた。請求期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の母が国民年金の加入手続を行い、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料納付を行ったとする請求者の母は高齢のためその証言を得ることができず、請求者自身は国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に直接関与していないことから、これらの状況は不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和61年7月頃に払い出されたと推認され、当該払出時点において昭和55年8月26日に遡って国民年金の被保険者資格を取得しており、当該払出時点では、請求期間①については、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、請求期間②については、保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能な期間であるが、上記のとおり、保険料の納付状況は不明である上、当該期間は103か月と長期間であり、特定の者に対してこれだけの保険料納付に関する事務処理を行政機関等が続けて誤ることも考えにくい。

そのほか、社会保険オンラインシステムによる氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者が、請求期間①及び②につい

て国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間①及び②について保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500674号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500250号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年5月21日から昭和50年7月1日まで
A社に昭和49年5月21日に入社したが、同社における厚生年金保険の加入日が昭和50年7月1日となっているのは納得できないので、厚生年金保険の被保険者資格取得日を入社日から訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、請求者は、昭和49年5月25日から昭和50年8月25日までA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、請求者に係る人事記録、賃金台帳等の関連資料を保存していないため、請求者の厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料の控除を確認することはできないと回答している上、請求期間当時の同僚10人に照会して4人から回答を得られたが、回答者らは、請求者を記憶していないため、請求者の請求期間における厚生年金保険の加入については不明としている。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者と同じく昭和50年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は請求者を含め13人いるが、請求者を含む11人の雇用保険の被保険者資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日より前であることが確認できることから、請求期間当時、同社においては入社と同時に厚生年金保険の加入手続きを行っていなかったことがうかがえる。

さらに、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は持っていないとしている。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。